

伊丹市家庭菜園の設置及び利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「市民が広く親しめる農業の推進」を実現するため、伊丹市家庭菜園（以下「菜園」という。）の設置及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(菜園候補地の登録申出)

第2条 所有する土地を菜園候補地として登録することを希望する者は、伊丹市家庭菜園用地使用申出書（様式第1号）により、市長に申し出るものとする。ただし、菜園として使用する土地は、次の各号に定める条件を満たさなければならない。

(1) 一団の土地の面積が、概ね500平方メートル以上であること。

(2) 公道に接していること。

(3) 開設までに土地所有者が水道を設置可能であること。

(4) 排水溝及び水路が整備されており、排水に支障がないこと。

(5) 原則として5年間継続して使用可能であること。

(菜園候補地の登録)

第3条 市長は、前条の申し出があったときは、30日以内に、その内容を審査して菜園候補地として登録の可否を決定し、登録しない場合に限り申出者に通知するものとする。

2 前項の規定による登録の有効期限は、登録した日の属する年度の3月31日から5年間とする。

3 市長は、登録の有効期限までに期間満了の通知を行うものとする。この場合において、登録者が登録の継続を希望した場合、有効期限を5年間延長できるものとする。

4 登録者が次号のいずれかに該当する時は登録を取り消すものとする。

(1) 登録者から取消しの申出があったとき。

(2) 登録者の申請内容等に虚偽があったとき。

(菜園の土地使用貸借契約)

第 4 条 市長は、菜園を開設する時は、第 3 条に定める菜園候補地の中から適地を選定し、当該土地の所有者と土地使用貸借契約書（様式第 2 号）により土地使用貸借契約を締結するものとする。

(契約の解除)

第 5 条 市長は、次の各号に該当する場合は、前条の契約を解除することができる。

(1) 土地の所有者が、菜園の指定の解除を申し出たとき。

(2) その他、市長が当該土地を菜園として使用することが困難であると認めたとき。

2 前項第 1 号の規定による解除の申し出は、土地使用貸借契約書に定めるところにより行うものとする。

(申込資格)

第 6 条 菜園の利用を申し込むことが出来る者は、次の各号の条件を満たす者でなければならない。

(1) 市内に住所を有する成人又は学校園及び福祉施設等であること。

(2) 営利を目的とせず、自ら農作物を栽培し、また、菜園を適切に管理すること。

(利用の申込み)

第 7 条 前条に規定する申込資格を有し、菜園を利用しようとする者は、市長が公募で指定した方法により、菜園の利用を申し込むものとする。ただし、申込みは同一住所・施設から 1 区画限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、菜園において利用区画の空きが生じ、利用の見込がない場合に限り、市長は当該菜園利用者から当該区画の利用を募集することができるものとする。

(利用資格者の選考)

第 8 条 市長は、利用申込者の数が利用させるべき菜園の区画数を

超える場合においては，当該菜園の区画数に相当する人数の者を抽選により抽出し，その順位に従い利用資格者を決定するものとする。

（利用区画の決定）

第 9 条 前条の規定により決定した利用資格者の使用する区画は，抽選により決定することとする。

2 前項の規定により使用する区画が決定した者は，伊丹市家庭菜園利用申請書（様式第 3 号）（以下「申請書」という。）を提出するものとする。

（利用許可）

第 10 条 市長は，前条の規定により申請書を提出した者（以下「利用者」という。）に対し，伊丹市家庭菜園利用許可書（様式第 4 号）（以下「許可書」という。）を発行するものとする。

（利用補欠者）

第 11 条 市長は，第 7 条の規定により，利用を申し込んだ者のうち，第 8 条に定める利用資格者を除いた者を，第 8 条の抽選順位に従い利用補欠者として登録し，利用者が利用を辞退し，若しくは利用の許可を取り消されたときは，登録の順位に従い，利用者となることができる。

2 前項の規定による登録の有効期間は，登録の日から利用させるべき菜園の次回の公募開始年の市長が定める期日までとする。

（利用期間）

第 12 条 菜園の利用期間は，市長が許可書を発行した日から利用させるべき菜園の次回の公募開始年の市長が定める期日までとする。

（利用料の納付）

第 13 条 利用者は，指定された期日までに利用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する利用料は，1 平方メートルにつき年額 790 円とする。

3 前項の規定にかかわらず、利用者が会計年度の中途において利用許可書の交付を受けた場合の利用料は月割とし、当該利用期間内において1月に満たない端数があるときは1月とする。ただし、利用を開始した日が当該月の16日以降のときは、その端数は切捨てるものとする。

4 利用料に100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てるものとする。

(利用許可の取消し)

第14条 市長は、利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは利用許可を取り消すことができる。

(1) 第6条各号に規定する条件を満たさなくなったとき。

(2) 決定した利用者以外の第三者に利用させたとき。

(3) 菜園の運営に支障をきたす行為を行ったとき。

(4) 利用する区画以外の区画を利用したとき。

(5) 利用者が死亡したとき。ただし、親族が利用許可の継承を申し出た場合は、この限りではない。

(6) 伊丹市家庭菜園利用規則に違反したとき。

(7) その他、特に市長が利用させることが適当でないと認めたとき。

2 市長は、第12条の規定にかかわらず、第5条の規定により土地所有者との契約を解除したときは、菜園の利用期間内においても利用許可を取り消すことができるものとする。

3 第1項による取消しの場合において、市長は当該許可を取り消す日の1週間前までに、当該許可を受けた者に通知するものとする。

4 第2項による取消しの場合において、市長は、当該許可を取り消す日の3カ月前までに、当該許可を受けた者に通知するものとする。

(原状復帰)

第15条 利用者は、利用期間が満了又は自己都合によりその利用

を終了するとき，若しくは前条の規定による利用許可の取消しを受けたときは，次の各号に定める期間内に，利用した区画について原状復帰しなければならない。ただし，市長が正当な理由があると認めるときはこの限りではない。

（１） 利用期間の満了による場合は，許可期間の満了日

（２） 自己都合による場合は，利用終了を希望する日

（３） 利用許可の取消しによる場合は，市長が定める期日

（利用料の取扱い）

第 16 条 既に納付された利用料は，返還しない。ただし，1 年以上利用期間が残存する菜園において，市長が正当な理由があると認める場合はこの限りでない。この場合においてその額の算出については，第 13 条の規定を準用する。

（免責）

第 17 条 市長は，利用者が栽培している農作物の損害について，一切その責任を負わない。

（菜園の管理及び運営の委託）

第 18 条 市長は，菜園の管理及び運営に関する業務のうち，特に必要と認める業務について，第三者に委託することができるものとする。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか，この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は，昭和 53 年 1 月 1 日から施行する。

2 改定前の要綱により昭和 52 年 12 月 31 日までに実施した契約分については，なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は，昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和1年6月25日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和1年7月12日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和1年11月28日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和3年12月15日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

伊丹市家庭菜園用地使用申出書

登録年月日		年	月	日
希望者情報	住 所	〒		
	ふ り が な 氏 名			
	電話（携帯）			
	F A X			
	備 考	生産緑地（相続税納税猶予 有・無）、宅地並農地		

農地情報

所在地	
所有者	
面積	
地目	
固都税額	
別添資料	・ 住宅地図 ・ 地番図 ・ 1/500測量図

対応記録

[illegible]

土地使用貸借契約書

所在地番	
地 目	
地 積	

借主 伊丹市（以下「甲」という。）と貸主 _____（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、表題土地について、次の条項により土地使用貸借契約を締結する。

甲と乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

借主（甲） 住所 伊丹市千僧1丁目1番地
氏名 伊丹市
伊丹市長 藤原 保幸

貸主（乙） 住所
氏名

印

（契約期間）

第1条 契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（賃料等）

第2条 賃料は無料とする。

2 甲は、本件土地に係る固定資産税及び都市計画税を契約期間中免除する。（※ 地方税法第348条第2項及び地方税法第702条の2第2項の規定による）

（用途指定）

第3条 甲は、本件土地を市民が利用する家庭菜園として使用する。

（家庭菜園の管理及び運営方法）

第4条 甲は、前条の家庭菜園の管理及び運営の全部または一部を第三者に委託することが出来る。

（責任の負担）

第5条 乙は、本件土地における火災、盗難、風水害その他一切の原因による甲の損害につき賠償義務を負わないものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (2) 甲が、本件土地を家庭菜園として開設の継続が困難であると判断したとき。
- (3) 乙が伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接係者に該当すると認められるとき。
- (4) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に生じた損害があっても、一切賠償の責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第7条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

3 乙は、第三者に本件土地の所有権を譲渡する等甲の使用権に影響を及ぼす行為をしようとするときは、当該行為をしようとする日の7月前までに甲に申し出て、甲乙協議の上この契約を解除することができる。

(返還方法)

第8条 甲は本件土地を返還する場合、本件土地上の物件を収去し原状回復して返還する。原状に回復するために要する費用は甲の負担とする。

2 乙は、前項の規定により原状回復を確認した時は、「原状回復に関する確認書（様式第2号別紙）」により甲に通知する。

(契約外事項の取扱い等)

第9条 本契約の内容を変更する必要が生じたとき、または本契約もしくは本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議決定する。

年 月 日

伊丹市長 様

所有者

住 所

氏 名

※自署してください。

原状回復に関する確認書

年 月 日付締結の土地使用貸借契約書第 8 条に基づく下記土地の明け渡しについて、全ての原状回復完了を確認いたしました。

記

- 1 地 番
伊丹市 (第 家庭菜園用地)

※ 契約書締結時の地番表記に統一しています。

- 2 地 目

- 3 地 積
m²

(様式第3号)

伊丹市家庭菜園利用申請書

菜園番号	区画番号

伊丹市長 様

伊丹市家庭菜園の設置及び利用に関する要綱9条の規定により、下記のとおり申請します。
使用に際し、『伊丹市家庭菜園の設置及び利用に関する要綱』及び『伊丹市家庭菜園利用規則』に定める条件を遵守することを誓約します。

1 申請者情報 ※自署して下さい。

(フリガナ)		生年月日	昭和 ・平成 年 月 日
氏 名		電 話	自宅 : -----
住 所	〒664 - 伊丹市		携帯 :
		緊急連絡先	携帯 : 氏名（続柄）:

2 市確認欄

面 積		入園年月日	(補欠入園)
利用料		年 月 日	

ID	土親会へ入園連絡	年	月	日
----	----------	---	---	---

(様式第4号)

第 年 月 日 号

(住所)

(氏名)

伊丹市長

伊丹市家庭菜園利用許可書

伊丹市家庭菜園の設置及び利用に関する要綱第10条
にもとづき家庭菜園の利用を許可します。

記

1. 利用許可菜園 第 菜園 番区画

2. 利用許可期間 年 月 日 から
年 月 日 まで

3. 許可の取消 次の事項に該当するときは許可を
取消します。

- ① 農地所有者の事情により菜園の返還を求められたとき。
- ② 伊丹市家庭菜園の設置及び利用に関する要綱第14条の各号に該当するとき。
- ③ 伊丹市家庭菜園利用規則に違反したとき。
- ④ その他菜園の管理運営に支障をきたす行為のあるとき。

4. この許可書は大切に保管してください。

伊丹市家庭菜園の設置及び利用に関する要綱（抜粋）

（申込資格）

第6条 菜園の利用を申し込むことが出来る者は、次の各号の条件を満たす者でなければならない。

（1）市内に住所を有する成人又は学校園及び福祉施設等であること。

（2）営利を目的とせず、自ら農作物を栽培し、また、菜園を適切に管理すること。

（利用許可の取消し）

第14条 市長は、利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは利用許可を取り消すことができる。

（1）第6条各号に規定する条件を満たさなくなったとき。

（2）決定した利用者以外の第三者に利用させたとき。

（3）菜園の運営に支障をきたす行為を行ったとき。

（4）利用する区画以外の区画を利用したとき。

（5）利用者が死亡したとき。ただし、親族が利用許可の継承を申し出た場合は、この限りではない。

（6）伊丹市家庭菜園利用規則に違反したとき。

（7）その他、特に市長が利用させることが適当でないと認めたとき。

2 市長は、第12条の規定にかかわらず、第5条の規定により土地所有者との契約を解除したときは、菜園の利用期間内においても利用許可を取り消すことができるものとする。

3 第1項による取消しの場合において、市長は当該許可を取り消す日の1週間前までに、当該許可を受けた者に通知するものとする。

4 第2項による取消しの場合において、市長は、当該許可を取り消す日の3カ月前までに、当該許可を受けた者に通知するものとする。

（原状復帰）

第15条 利用者は、利用期間が満了又は自己都合によりその利用を終了するとき、若しくは前条の規定による利用許可の取消しを受けたときは、次の各号に定める期間内に、利用した区画について原状復帰しなければならない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときはこの限りではない。

（1）利用期間の満了による場合は、許可期間の満了日

（2）自己都合による場合は、利用終了を希望する日

（3）利用許可の取消しによる場合は、市長が定める期日

（利用料の取扱い）

第16条 既に納付された利用料は、返還しない。ただし、1年以上利用期間が残存する菜園において、市長が正当な理由があると認める場合はこの限りでない。この場合においてその額の算出については、第13条の規定を準用する。